平成２１年（フ）第４０２号
高知市高須２丁目10番26号
債務者　林　　昭子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０５号
高知市潮新町２丁目８番23号　吉田荘
債務者　江崎　　清
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０８号
高知県吾川郡いの町枝川2878番地　楠瀬ハイツＣ棟101号
債務者　堀田美知子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１０号
高知市若松町219番地４　ヴィラ青柳４―Ａ、申立時の住所高知市種崎148番地８　ヘリテージ雅ＩＡ―103
債務者　中野　祐豪
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１３号
高知県高岡郡日高村下分251番地13
債務者　村岡　恒治
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２０号
高知県安芸市赤野乙2933番地114
債務者　尾木住津江
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
高知県安芸郡田野町544番地
債務者　仁井田　篤
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
高知県室戸市元甲2032番地１
債務者　光本　博輔
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
高知県室戸市元甲2032番地１
債務者　光本　　節
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
高知県室戸市元甲2032番地１
債務者　光本　秀三
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
高知県安芸市桜ケ丘町3144番地２　２号棟６号室、住民票上の住所高知県安芸市宝永町480番地１
債務者　村岡　幸治
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
福岡県直方市大字感田2129番地８
債務者　奥田　純子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第６１号
福岡県直方市大字感田2129番地８
債務者　奥田　弥生
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第７１号
佐賀県唐津市栄町2574―19―403、住民票上の住所佐賀県唐津市町田１丁目６番84号、前住所佐賀県唐津市十人町2529番地３
債務者　宮﨑　真弓（旧姓西）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２６１号
宮崎市天満１丁目５番27号　第36―101コーポ天満108号
債務者　玉利　ツマ
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３８号
富山市豊田本町３丁目25番５号
債務者　地子加代子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１号
長野県伊那市平沢8360番地イ
債務者　赤沼　好美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第４２号
長野県伊那市平沢8360番地イ
債務者　赤沼きみゑ
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長野地方裁判所伊那支部